

## 2. 旧得法寺跡の歴史的意義について

はじめに

旧得法寺跡は、中世後半から近世初期にかけて、文献の上でその歴史の変遷をわずかながらたどることができる貴重な遺跡であると推測する。

得法寺の前身は、観音堂と呼ばれていた。天正6（1578）年、住持が退転し、本尊・仏閣等が廃失してしまったという（註1）。その後、寛永9（1632）年、得法寺（浄土真宗大谷派）の初代住職が再建して移り住んだ（註2）。さらに、寛文11（1671）年、現在地へ移転し今日にいたっているという（註3）。

元禄14年「覚」（資料七）は、開基について、「往古は、観音堂にて御座候由申し伝え候、天正六戊寅（1578）年より住持退転故、本尊仏閣等廃失候、慶長二丁酉（1597）年より祐玄と申す浄土真宗の僧、小字を再建、当住まで六代（註4）相続仕り候、之により右観音堂の山林並びに除高共、只今まで当寺支配仕り来たり候」と記している。得法寺及びその前身である観音堂のこととその変遷を記した文書は、これに限るほどである。

このわずかの文言の中に中世から近世初期の寺院の歴史的変遷を端的に凝縮しているものがあると考えた。以下、近世初期の寺院が幕府の寺院政策、とりわけ寺請制度の発足する中での寺院の対応、または変化の一端を知ることができると推論したのである。

現在各地にある浄土真宗の寺院は、御堂と御庫裡からなる比較的規模の大きな建造物である。浄土真宗が勢力を拡大した中世には、農村に入り道場や講中によって布教活動をすることが一般的であった。当然、それらの道場は、規模の小さなものが多かったと推測されており、現在、見ることのできる建造物とは大きな差異があった。しかし、現在の姿の寺院が創建当時からの規模の建造物であったと想像している向きも多いのである。

ここで取り上げる初期の得法寺が、山麓の舌状の小さな丘上にあった無住となった観音堂を再建して移り、さらに近世中期に入ると、現在地に7×7間の本堂を建築し、移転して現在に至っているというのである（註5）。このように、近世初期に幕府の宗教政策もあって、寺院が拡大発展する過程で寺院の位置づけが変化してきた。寺院の建立位置に変化のある場合が少ないだけに、初期の様相を知る手がかりのある事例はわずかであろう。

ちなみに、西蒲原郡吉田町法花堂浄土真宗願生寺の例を紹介する。願生寺は国道116号線に接しており、その本堂は目立つ程に大きい。創建当時の様子を記録した「普及帳」（註6）によれば、寛永年間（1624～43）に「願成寺（この名称を記載）の開基信州荒井村願生寺隠居嘗尊老僧は子供衆兩人同道にてお下り、願生寺を名乗り、道場を構え、小屋かけもひとしくしてこの辺に仏法を弘められた。前々からこの両村は大方願生寺且那故皆々御執事されたため、日夜に御繁盛に従い、寺の構えもだんだんよくなり」云々と創建当時のようすを記している。多くの場合、寺院は創建時の位置から今日に引き続いていることが多い。ここで取り上げた願生寺も現在の威容から、小屋かけにもひとしい初期を窺うことは不可能である。

そのようなことで、中世末期から近世初期に存在した旧寺院跡を発掘調査することは、宗教史の上から重要な意味を持っている。前掲元禄14年「覚」（資料七）によると茨山の観音堂、茨山の得法寺、曾利田の得法寺というふうに延べ3か所の寺院の存在を示していることがわかる。旧観音堂と得法寺に関する文献は僅少であるが、発掘調査の成果を補う貴重なものである。

## 旧観音堂

さて、得法寺が最初に移って来た青田村茨山の地について見ることにしたい。

元禄14年「覚」(資料七)は、得法寺の宗旨・山号・寺号・境内・由緒等をまとめたものである。むかし、ここに観音堂があったと伝承されており、天正6年、当時の住職がこの地を立ち退いたため、御本尊や仏像の類は廃棄されたり、失われたりした。その後、慶長2年に祐玄という浄土真宗の僧が小さな御堂を再建し、以後現在の住職まで6代続いているというものである。実際には慶長2年に青田村へ移転していないうえ、元禄年間での得法寺住職は4代である。

観音堂跡(旧得法寺跡)は、新井市大字青田字茨山にあり、青田南葉山の東側山麓の小さな舌状の台地にある。台地上の面積は約500m<sup>2</sup>と狭い。この台地の東側からの山道は、鮫ヶ尾城の支城である青田城跡のある高城山に通じている(註7)。

発掘調査では、主な遺構として礎石状石列・石垣・土壙墓などが検出され、遺物としては、土壙墓の中から火葬された人骨と一緒に土器・漆器・錢(六道錢も)が出土した。また石造物(五輪塔など)の部位も380点出土している。空風輪84点、火輪112点、水輪62点、地輪58点、その他64点と圧倒的に五輪塔の部位が多い。このことは観音堂が、真言宗に属する寺院であった可能性を示す。往時の石塔の総基数は、宝塔なども含めて150基以上であったと推測できる。五輪塔の建立が普及するのは、15世紀中から末と言われる。これらの石塔が全て同時期に属することはないであろうが、それにしても、狭い境内の割合には多い。建立時期、材料石の生産地の特定は、分析結果を待ちたい。観音堂の礎石などは検出されなかつたが、建屋の規模は大きくなかったはずである。ただ、観音堂が鮫ヶ尾城の出城への登り口に位置すること、上杉家の帰依していた宗派が真言宗だったことを考慮すると、当時の住職は青田城と深い結び付きを持っていたと推測される。寺域は狭いながら、五輪塔の多さはうなずくものがある。また、青田集落から青田川を挟んで北隣の集落は、上門前という名称である。また、位置は現在不明であるが、得法寺は近世には小字名阿弥陀屋敷の畠を3畠6歩所有する(註8)。中世末、青田村周辺にいくつかの寺院の存在したことを見ている。

天正6年は、大きな意味のある節目の年である。同年3月、上杉家の家督をめぐって景勝と景虎の対立から御館の乱が始まった。翌7年3月17日、御館城が落城し、景虎は鮫ヶ尾城へ逃れた。3月24日、景虎が、鮫ヶ尾城で自刃して、乱は終息した。鮫ヶ尾城攻防は7日間であった(註9)。景勝方は19日から大軍を以て鮫ヶ尾城を攻め、まず、麓の民家約200軒を焼き払ったという。景勝方の布陣は不明であるが、鮫ヶ尾城の支城である青田城への登り口に当たる観音堂は、景勝方の軍によって抑えられたはずである。この混乱の中で退転したものであろうか。元禄14年「覚」(資料七)とは1年のずれがあるが、この頃以来、観音堂は無住となったというのである。次のような類推も併記しておく。

観音堂が無住になってから、祐玄が再建するまで、約60年経過したことになる。かなりの無理な伝承と受け止めることができる。

慶長5(1600)年、関ヶ原の戦いを機会に起こした越後一揆に際して、越後国内の真言宗寺院や修験者の多くは、直江兼続の求めに応じて上杉方の味方をしたという。その結果、同年10月頃から越後の真言宗寺院や修験者は堀氏から弾圧を受け、多くの衰微や退転者があったという。反対に浄土真宗寺院は堀氏に協力したのである。魚沼郡内、上越地方には殊に、衰微するにしろ、興隆するにしろこのできごとに由来を持つ寺院が多いのである(註10)。発掘の結果、火災のあった形跡はなかった。

そのようなことで、慶長6年を天正6年と誤って伝承したということも考えることができる。いずれにしろ、歴史の大きな節目の中で退転があったといえる。

#### 得法寺の移転年代（曾利田へ）

得法寺の移転の変遷を現在地の新井市大字青田字曾利田から遡ってみることにする。

得法寺は現在地への移転年を寛文11（1671）年としている。この移転年は、得法寺の「由緒沿革」（註11）にでてくるものである。元禄14年「覚」（資料七）によれば、この年にはすでに、青田村字曾利田の現在地に移転していることがわかる。それは、同文書中の「一 境内 堅拾八間半 横三拾壹間半 徒御公儀御除地」の記述である。境内の面積は、582.75坪（1923m<sup>2</sup>）である。また、御堂は「堅七間 横七間」の49坪の建物である（註12）。観音堂のあったという茨山の舌状台地上の面積は、わずかに約150坪（約500m<sup>2</sup>）である。この二つの境内の面積を茨山と曾利田のそれで比較するなら明白である。

曾利田の得法寺の境内面積は、これより先に記録された天和3（1683）年の検地帳によって明らかである。すなわち、この年の検地帳の写（註13）である「水帳之写徳法寺持分」（元禄13年）（註14）に「屋敷三拾壹間半 拾八間半 壱反九畝拾式歩 境内」とある。この写しを元に元禄14年「覚」（資料七）は作成されたものである。

天和3年は、得法寺が茨山から曾利田へ移転したという寛文11年より12年後である。これだけでは移転年を特定することはできない。寛文11年に関係する記録としては、資料八の「覚」に「高祖太子 寛文十一年辛亥八月廿日 願主 玄誓」がある。これは4代目住職が持領した寺宝名とその裏書きである。

このように、得法寺が寛文11年に、現在地へ移転したことを記した文書類は存在しない。それでも得法寺では、檀家の過去帳の整備を開始した年を寛文11年としており、同時にこの年を移転年としてきたことは、得法寺の寺歴にとって重要な年だからである。得法寺の系図から推測しても、寛文年間（1661～72）から延宝6（1678）年ころまでに檀家の過去帳の作成が始まったことがいえる。

寛文・延宝期へのこだわりを得法寺の系図からも見ることができる。

系図に関するものは3種類ある。最も古い系図（資料十）は、延宝6（1678）年に4代玄誓により作成された。その後、5代、6代と加筆されている。元禄6（1693）年死亡の於常を最初として、兄弟姉妹の死亡年月日が記入されるようになる。6代壽専の子供の内、明和5（1768）年早世した智門の記録で終了する。壽専の没年月日が記入されていないことから、寛政9（1797）年以前までの記録である。この系図の特徴は、3代までは住職の名前だけが没年月日とともに記載され、4代玄誓に至り初めて兄弟姉妹の名前が生年順に記載されるようになっていることである。

今一つの系図（資料十一）は、9代教證が、延宝6年作成の系図が古くなつたため、新たに作成したものである。延宝6年に作成された系図の寛政期（1789～1800）以降の分を加筆している。作成年は、8代壽祐の没年、天保12年正月が記入されていることから、天保14年ころであろう。

最後の「上野山得法寺代々血脉」（資料九）は、代々の住職の分だけを取り出して没年月日・享年・作成年の天保14年までの年数が記載されている。作成者は前述の系図同様9代教證である。このところで、初代祐玄の没年月日、寛永9年が記載後に抹消されて、寛永20年と訂正されている。その理由は不明であるが、それに対しての推論は後で述べる。

この三種類の系図の内、基本となるものは、延宝6年作成の系図（資料十）である。

このことから、少なくとも3代住職の頃までは、系図ということへのこだわりが薄かったことを示して

いることがわかる。とりもなおさず、幕府の寺請制度の定着により、檀家の過去帳を作成するようになり、同時に自らの寺院の過去帳、すなわち系図へのこだわりとなって現れたものである。それはまさしく、得法寺が安定期を迎えたことを示すものである。その出発は、4代玄誓が寺請制度の定着する中で、茨山から曾利田へ移転して7×7間の本堂も建立したことにある。さらに、系図の作成へとつながっていった。延宝6年に初めて得法寺系図を作成した意味も、寛文・延宝期（1661～80）に寺請制度が全国的に定着するということに符号することで、見えてくるのである。幕府の寺請制度、檀家制度が定着する寛文年間に移転年が一致することは、得法寺の歩みが幕府の宗教政策とともにあったことを示すものである。

#### 得法寺の移転年代（茨山へ）

次に得法寺が青田村曾利田へ移転する以前の、同じく青田村地内茨山（註16）へ移ってきた年代について検証してみたい。

得法寺ではこの年代を、「新潟県寺社明細帳」で寛永9（1632）年としている。すなわち、「東西分派ノ當時田中村ニ移リ本山光寿（教如）ヨリ当寺号ヲ授ケラレ、寛永九年火災ニ罹り其後当地へ移転再建ノ旨」とある。これによると得法寺は、本願寺が東西に分派する時に田中村に移転してきて、教如から得法寺の寺号を授けられた。その後、田中村の得法寺が火災に遭ったため、青田村茨山に移ってきたというものである。

寛永9年を移転年としたことを明確に記した文書類は存在せず、この年に関係する文書は、前掲した得法寺住職の2種類の系図である。これによると、初代祐玄が没した年がこの寛永9年にあたる。この他にこの年の出てくる文書はない。

まず、享保19（1734）年「覚」（資料八）から紹介する。これは、得法寺に伝わる寺宝類を列挙して輪番の役寺へ報告したもので、すなわち「五百台本尊」「壱貫台本尊」「信浄院様御真影」「木仏尊像」の4点の寺宝である。これらはいずれも初代祐玄が願主となって、本山東本願寺から拝領したものである。

「信浄院様御真影」の信浄院とは、東本願寺第12世教如（1558～1614）の院号である。教如の御真影を拝領した寺宝の裏書きとして、「寛永五戊辰綱（か）林鐘朔日　願主　祐玄」、「東泰院様御免、越後田中村得法寺ト被遊候」が記載されている。すなわち寛永5（1628）年林鐘の月（陰暦6月）、田中村得法寺祐玄が、東泰院様（東本願寺13世宣如）から拝領したもので、田中村時代の得法寺のことを示す。

「木仏尊像」の裏書きは、「寛永十七庚辰春盤涉（か）　願主　祐玄」、「東泰院様御免、越後青田村得法寺ト被遊候」と記載され、初代祐玄が寛永17（1640）年に、宣如から青田村へ移転後に拝領したことを示している。

これらから、得法寺が田中村から青田村へ移転した年は、寛永5年から寛永17年までの12年間のこととなる。

得法寺の所在地は、寛永5年段階で田中村であり、寛永17年段階では青田村である。先の2種の「系図」に見える祐玄の没年である寛永9年は、寛永17年に「木仏尊像」を拝領していることから誤りとしなければならない。また、もう一種の系図である「上野山得法寺代々之血脉」では、初代祐玄の没年を寛永9年と記載した後に、抹消して彼の没年を寛永20（1643）年と改めている。これは明らかに寛永9年が、得法寺にとって重要な意味を持つ年であることを示すものであり、初代祐玄の没年と誤る程に重要な年であったと考えられる。もっともこれは、延宝6年、天保14年作成の系図を元に作成しているから、改正の根拠を見つけることはできない。しかし系図の作成年は延宝6（1678）年であり、寛永9（1632）年から数えて

46年後である。没年を誤るほどに古くもないだけに理解しづらい点もある。

資料六の記録も考慮しなければならない。祐玄が寛永9年に72歳で没したことになると、慶長2(1597)年には37歳ということになる。この年に起きた富山での教如派寺院弾圧事件では、祐玄は若過ぎるということで、首謀者の内でただ一人逃げ延びた経緯がある。同事件での首謀者の一人信蔵は、30歳位であったという。彼は斬首にあっている。祐玄が享年72歳で寛永20年に没したとするなら、慶長2年には26歳であり、若年という程には若くないがつじつまは合う。そうすると祐玄の没年は、「上野山得法寺代々之血脉」に見られるように、寛永9年を抹消して、寛永20年としている方を採用することが妥当である。また先に述べた享保19年「覚」(資料八)に見られる、「木仏尊像」の裏書きの寛永17年にも符合する。

得法寺の由緒を記した元禄4年「乍恐口上書を以申上候」(資料二)(註18)に、「私義六十年以来青田村ニ居住仕候」と、当時の住職は青田村へ移転してからの年数を記載している。元禄4(1691)年から数えて60年前は、寛永8(1631)年に当たり、従来言われている移転年の寛永9年とは、1年の相違である。また、同じく元禄6年「乍恐口上書を以申上候」(資料三)(註19)では、「私迄(玄誓)四代越後ニ居住仕六十年候」とし、ほぼ同内容である。これも越後を青田と読み替えていいであろう。

寺宝の裏書きにより、得法寺が青田村へ移転した年代は、寛永5年から同17年までの12年間の間と特定され、そして、そこへ加えるに同寺系図の訂正された没年及び由緒書きの青田村居住年数などがわかった。これらの事実から、寛永9年の意味するところを推測するならば、得法寺にとって重要な年であったけれど、その内容は初代祐玄の没年というより、得法寺が田中村から青田村茨山へ移転した、記念すべき年と捉えた方が妥当である。

#### 得法寺の移転年代(田中村へ)

得法寺の所在地を、現在地から順に遡ってみると、越後の地に落ち着いたとされる越後国頸城郡大崎郷田中村への移転が越後での活動の出発となる。これらの事情は、先にも引用した由緒書きに詳しい。これらの由緒書きの内容とともに作成されるに至った経緯を考察するなら、青田村曾利田への移転の意義と重なるものがあるので、まず史料紹介をする。得法寺由緒の記録は、以下の6点である。

- (資料一) 元禄4年2月3日 「乍恐口上書を以申上候」
- (資料二) 元禄4年2月4日 「乍恐口上書を以申上候」
- (資料三) 元禄6年8月15日 「乍恐口上書を以申上候」
- (資料四) 宝暦11年 「当寺由来之事」
- (資料五) 宝暦11年 「当寺来由書越中国徳淨慶寺」
- (資料六) 年代不明 「表題不明」(宝暦2~寛政9年に6代住職が作成)

資料一~三は、いずれも4代住職玄誓が書いたものである。

資料一・二は、得法寺が東本願寺へ免許、下賜品などの事で願いを提出するために東本願寺派の頸城地方の役寺衆へ寺の由緒を記載の上提出したものの写しである。

その中で弾圧以後のことは、

「…祐玄は立ち退き申す様に申し候故、門外より走り帰り、絵像の御本尊お供仕り、越後へ逃げ下り申す、あとにて道場焼き払い申し候、その時の御本尊教如上人様の御裏書きにて、越中の在名・法名まで遊ばされ、自今安置仕り申し候、その後、生地の専念寺、青木の淨慶寺は、ご褒美に預かるの由伝承候へども、先祖祐玄は越後に流浪仕り、一所に住まざる体に罷りあり候故、只今まで御上間に達し奉らず候、私

義60年以来青田村に居住仕り候、近年、本誓寺まで御披露遊ばされ下され候様にと度々申し上げ候へども、時節をもって申し上げるべき旨仰せられ候、此の度飛檐を望みに罷り登り候、御慈悲を以て、継目の御礼銀にて、御免遊ばされ下され候様に仰せ上げ下され候へば有り難く存じ奉り候、以上」

である。すなわち、越後へ逃げる時、教如上人（裏書き）から拝領の御本尊（越中の在の名や法名あり）を守ってき、現在も寺に安置している。その後、専念寺も浄慶寺も教如上人から褒美を貰ったと伝え聞いたが、祐玄は越後国内を流浪しており、これまで本山へ上聞の機会もなく、慶長2年の事件での恩賞をいただいていないという。そして、青田村へ来てから60年経過した。近年、本寺本誓寺に慶長2年の事件の経緯を本山へ知らせて下さるようお願いするが、時期を見てというばかりである。この度、寺格飛檐を頂くため京へ登るが、銀子一つを礼として差し上げるので、御免許下さるよう仰せ上げて欲しい旨を役寺衆へ願った。

越中から越後への逃亡の経過は骨子だけである。4代住職玄誓が、父・祖父から聞いた曾祖父祐玄の事績を簡潔に書いている感じである。得法寺のみ名誉回復がなされていないし、その機会もなかった。青田村定着以来60年経過し、そろそろ本山に認められたい。それでもようやくにして、飛檐の寺格を頂けそうである。礼銀は銀子一つを上納したい。やはり、4代玄誓の代となって、得法寺が安定期を迎えたことにより、寺歴を糺し、東本願寺派内での名誉ある由緒を明らかにしたくなつたのである。寛文・延宝期を過ぎること約10年の元禄4年はまさにそれにふさわしい時期である。

この時は、由緒を上聞するとともに、前卓四本の柱が免許となった。さらに2年後、元禄6年になると、改めて半金の礼を以て飛檐の寺格の許可を願い出たのである。資料三の史料である。この口上書は、元禄4年以後のことを除けば前のものとほぼ同内容である。この願いは後の記録（資料七）により早晚許可されたことがわかる。越中との関係の薄さが窺える。

資料四是、元禄4年から70年も経過した宝暦11（1761）年、越中青木村浄慶寺から得法寺6代住職壽専へ送られた慶長2年の事件の内容とその後の経過を記した文書である。これには事件の第二の首謀者である浄慶寺のことがかなり詳しい。殊に新發淨珍は浄慶寺信蔵の長男のことであり、首謀者専念寺正秀の長男のことは記載がない。資料五は、資料四を元に壽専が書き改めたものであろう。

これは、越中での事件の経過を詳細に記している。しかし矛盾する箇所も多い。表題「当寺由来書之事」は、記録者が浄慶寺でありながら「当寺」は得法寺を表す。また、項目題も同様に「当寺先祖祐玄事」となっている。

また、慶長7年、教如により越中27か寺は名誉を回復し、それぞれ「御寿像並に金輪輪袈裟御免」となったという。しかし、得法寺寺宝を記録した享保19年「覚」（資料八）には、「御寿像」にあたるものに該当するものは見えない。

資料四・五では慶長7年教如上人による名誉回復の時点で、得法寺も他の26か寺同様に「教如上人御尋ねに預かり、御寿像並びに金輪輪袈裟御免」となったとしている。「御寿像」が何に相当するものか不明である。富山県内では27か寺という伝承がある。得法寺は、越中時代に教如から「五百台本尊」を拝領したと「覚」には記載しているが、「御寿像」と一致するか不明である。元禄4年段階で記録にないものが、宝暦11年の越中からの音信によって誤解されて記載された部分もあるようである。

慶長2（1597）年8月以降については、後の「越中時代」と「得法寺（田中村時代）」で述べることにする。

得法寺の移転時期についてまとめると、慶長2（1597）年に越中から田中村に移転した。寛永9（1632）

年田中村寺院の火災により青田村茨山へ移転した。さらに寛文11（1671）年茨山の台地上から平場の曾利田へ移転し、今日に至っているという。この得法寺の伝承は、年代に事実とは若干の相違はあったとしても、中世末期から近世初期にかけての日本史の動向の中で捉えた時、大枠として正しい事実としたい。

#### 得法寺（越中時代）

得法寺の変遷を以上のことと踏まえて、越中時代から越後青田村時代までをまとめてみたい。

得法寺は浄土真宗大谷派に属する。開基は越中生まれの僧祐玄である。元亀2（1571）年生まれである。姓は元来北畠姓であったが、山号の上野姓を使用している（註20）。祐玄は天正年間から慶長2年まで、越中国新川郡目川村（現富山県下新川郡入善町大字目川）に居住していた。天正14（1586）年、道場を開き、祐玄の発願で教如から裏書をいただいたという五百台本尊を、現在も安置している（註21）。

文禄2（1593）年、秀吉は本願寺教如の石山退去時の行動やその他の非を責め教如を隠居に追い込み、代わって、弟の准如を本願寺宗主にした。越中の浄土真宗寺院は3か寺（生地村（現富山県黒部市大字生地）専念寺正宗（註22）・青木村（現富山県下新川郡入善町大字青木）淨慶寺信藏・目川村祐玄）が中心になり、24か寺（道場を含む）をまとめて（註23）、教如側についた。ただし、道場持ちは正宗のみで、信藏（註24）は道場を預かる程度であり、祐玄も同程度と推測する。

ついに、慶長2年これらの寺院は、秀吉の意を汲んだ富山藩の勘気を被るところとなり、7月3日、藩の寺社奉行から召し出しを受けた。3人は、召し出しの目的を協議し、最悪の場合を想定して、次のことを確認しあった（註25）。

- (1) いかなることがあっても、准如上人に帰依しない。
- (2) 一番年少の祐玄は、出頭せずに逃れる。（年代不明の由緒にみえる）（資料六）
- (3) 生きのびて教如上人の取り持ちをする。
- (4) 正宗・信藏の妻子を保護する。

2人は覚悟の上で富山へ出頭した。案の定、拒否する者は打ち首であるという前提での准如上人派への転派要請であった。拒否した結果、7月6日、2人は富山のイタチ川河原で打ち首となり、さらし首にされた。藩は、祐玄も首謀者の一人であるということで、追手を差し向けた。しかし、祐玄は、いち早く逃げ、2人の妻子を親類・檀家を頼って匿いながら、檀家の家を転々と逃走した。その中でもエピソードは、甚右衛門という檀家の家へ逃げ込んだ時のことである。彼はとっさにお産で伏せっている甚右衛門の妻のふとんの下に入りて難を逃れたというものである（註26）。

その間に、7月10日、藩は准如上人派の坊主に命じて、3人の道場を焼きはらってしまった（註27）。

#### 得法寺（田中村時代）

祐玄は、糸魚川の根知谷にあった専念寺の出張道場へ専念寺の坊守（奥方）と子供たちを預けると、2人の供の檀家を連れてそのまま越後へ逃げ込んで、（註28）頸城郡大崎郷（現上越市高田の南側の広い範囲）の田中村満徳寺へ入った。満徳寺（註29）にたどり着くまでの日数は不明である。

慶長3年8月、秀吉が没すると形勢は変化し、教如は家康に接近し、勢力の挽回に努力した。慶長7年、家康は京都六条の土地を教如に与えた。寺地を得た教如は、翌年2月、仮御影堂を建立し、東本願寺とした。その間にも、教如は寿像へ裏書して下付したり、講を営む寺院や講中へ消息を知らせて関係を深めていた。

祐玄が田中村を中心に講中を組織し道場を開き、布教活動を開始した時期は、早くても同3年8月以降

であろう。そして、慶長5年越後一揆が終息して、同年10月から堀氏が真言宗寺院などへの弾圧を強めたことも好条件となったであろう。それでも、頸南地方を中心に周囲には、准如方の寺院も多かったから、順調な活動ではなかったであろう（註30）。

慶長7年になると、越中、越後でも状況が変化した。糸魚川の根知谷に隠れていた専念寺正宗の長男は、越中専念寺へ帰ることができ、信蔵の遺児とともに、教如の御軸（裏書）をいただき復権した。同時に越中の26か寺と祐玄は、教如から御寿像をそれぞれ拝領した。祐玄は金欄輪袈裟、金欄五條も拝領したというが定かでない。享保19年「覚」（資料八）にある年代不明の壱貫台本尊（願主得法寺祐玄、田中村に罷有候節御免）は宣如からの拝領であり、該当しない。

祐玄は以後も田中村得法寺で活動する。寛永5（1628）年には祐玄は、東泰院（宣如）から信浄院御真影を拝領している（註31）。

#### 得法寺（青田村時代）

寛永9年、田中村得法寺は火災で焼失する。これを機会にかねて無住となっていた青田村茨山観音堂跡を再建して移住した（註32）。

寛永17（1640）年、祐玄は、木仏尊像を宣如から受ける。注釈には「越後青田村得法寺ト遊ばされ候」とある。祐玄の没年はこの年以降とした方が妥当なのである。また、慶長2年の弾圧事件で、若年であるから逃亡するようにと正宗・信蔵から諭されたということにもその方が符合するのである。

#### 得法寺（茨山から曾利田へ）

茨山得法寺は、寛永9（1632）年から寛文11（1671）年までである。

寛永12（1635）年に幕府は、檀那寺は檀家の葬儀、供養の法要を行い、檀家は檀那寺の経済を負担する義務を負うという寺請制度を実施した（註33）。この制度が全国的に普及するのは、寛文～天和年間（1661～83）からである。各地の寺院が所蔵する過去帳もこのころからのものが多い。寺請制度は幕府にとって庶民統制のひとつであったが、寺にとっては檀家をその経済的基盤とする契機となったのである。これは、寺が信仰の対象でなくなりつつあることを示すものもある。すべての寺院がそうであったというのではない。もちろん寺院と檀家の関係は、寺請制度がなかった中世の寺院にもあった。しかし、あくまでも信仰ということが前面に主眼が置かれていたものである。

4代玄誓のころになると、上述のような背景もあって得法寺は、安定期を迎える。その第一が、寛文11年の曾利田への移転である。このころから檀家の過去帳作成が開始される。一方、得法寺自身を振り返ることも行われた。それが、延宝6年の系図作成である。また、元禄4～6年にかけては、本寺を通じて本山へ働きかけて寺格承認願いを提出し認められている（註34）。

#### おわり

得法寺が、田中村時代どのような規模であったか不明であるが、寛永9年に青田村の茨山へ観音堂跡を再建して移ったことと、さらに、寛文11年に同村内の曾利田へ新築移転したことは、全く意味合いの違うことである。寛永9年ころはまだ幕府の寺院政策が明確に示されていない時期である。一方、寛文11年ころは、幕府の寺請制度が定着するころである。

残念ながら、見てきたように得法寺文書の中に、得法寺が茨山から曾利田へ寛文11年に移転したこと示すものはない。ただ、享保19年「覚」（資料八）に4代住職玄誓が願主となって、寛文11年辛亥8月20日「高祖太子」を戴いている事実があるのみである。しかし、前掲『新潟県寺院名鑑』に見える由緒、寛文

11年を現在地への移転年としたことは、得法寺が代々伝えてきた大切な年であり、理由のあった年だからなのである。後年、得法寺が自らの寺の歴史を振り返る時、幕府の宗教政策までつぶさに検討してそこへ当てはめるようなことをしていないのである。それでも、得法寺が布教活動による興隆をみる中で、まさに、幕府の宗教政策である寺請制度が全国的に浸透する経緯とともに、得法寺の平場への移転年が、寛文11年として伝承されてきたことは、日本の歴史の流れにそのまま符合することである。まことに意義深いことであると言わねばならない。

ちなみに茨山の丘陵部は、約500m<sup>2</sup>（約150坪）であり、曾利田の得法寺境内は約1900m<sup>2</sup>（約580坪）である。また、寺請制度のもとでの寺院経営は、より平野部の集落に近接していた方が利便である。

以上のように、現在の一般的な寺院の建造物は、近世中期以降、寺院制度の変化する中で定着してきた面を持っている。ちなみに文献上では、寺院の創建や再建、拡大が、寛文年間（1661～72）までに多く見られることは、すでに知られている（註35）。このことが、各寺院の個々の活動に係るというより、幕府の政策上の要因をはらんでいることが大きいといえる。それだけに、この度の中世末期～近世初期における寺院跡の発掘調査は、宗教史にとって大きな意義を持つものである。

#### 註

- 1) 資料七と県立文書館蔵「新潟県寺社明細帳」の内、得法寺分（明治16年7月31日作成）
- 2) ① 前掲「新潟県寺社明細帳」の内、得法寺分（明治16年7月31日作成）  
② 新潟県仏教会編集『新潟県寺院名鑑』537頁所収。①が原典元であろう。  
③ 資料二に「私義六十年以来青田村ニ居住仕候」と当時の住職は、青田村移転からの年数を記載している。元禄4（1691）年から60年前は、寛永8（1631）年に当たり、従来言われている寛永9年とは、1年の相違である。寛永9年、青田村移転の傍証となる。  
以上、3点から寛永9年に青田村へ移転したとした。
- 3) 新潟県仏教会編集『新潟県寺院名鑑』537頁所収  
なお、寛文11（1671）年、茨山から現在地の曾利田へ移転したことを示す記録は見えない。しかし、得法寺文書天和3（1683）年「水帳之写徳法寺持分」には、得法寺の境内は曾利田にあることになっている。
- 4) 元禄14年段階では、住職は4代目である。
- 5) 資料七による。なお、前掲「新潟県寺社明細帳」では、本堂は間口7間、奥行き7間3尺であり、文政8年ころ建て替えられた。
- 6) 黒崎町宮路寛氏所蔵「普及帳」。近世中期のことを中心に村や周辺の村のできごとをメモした覚帳のようなものである。宮路家は中野村庄屋を開村から幕末まで勤めた（西蒲原郡吉田町大字下中野）。
- 7) 「新潟県遺跡台帳」による。
- 8) 得法寺文書「水帳之写徳法寺持分」（天和3年閏5月）（但し、元禄13年正月写）
- 9) 『越佐史料』卷五、681頁～687頁。
- 10) 『新潟県史』通史編2中世を参照。
- 11) 先代住職のまとめたものであり、『新潟県寺院名鑑』と同内容である。
- 12) 前掲「新潟県寺社明細帳」によると、境内は669坪、本堂は7×7.5間に拡大している。
- 13) 得法寺文書（未掲載）
- 14) 得法寺は古く元禄時代ころまで「徳法寺」の字も使用していた。
- 15) 先代住職作成の得法寺に関わる年表。
- 16) この地が今回の発掘調査の対象地である。かつて観音堂があったといわれる。
- 17) 越中の弾圧事件の中で、祐玄は3人の内で最も若いということを記述している由緒書は、年代不明（6代目住職作成）の由緒書（資料六）だけである。他の由緒書はそのように書いてない。
- 18) これらは、いずれも慶長2年の事件の顛末を記したものであるが、作成の目的は得法寺の寺格申請である。
- 19) 註18と同様のものである。18で認められなかったことの再申請を行った。

20) 21) 得法寺文書「覚」(享保19年7月) (資料八)

22) 現専念寺住職によると、正宗(しょうしゅう)が本来の名前である。正秀(しょうしゅう)は、東本願寺第17世真如が、功績を讃えて贈り名したものという。得法寺由緒書に見える「正秀、少拾」の表記は宛字であろう。

23) 慶長2年富山における弾圧事件に関わる動きは、

- ① 同寺文書「乍恐口上書を以申上候」(元禄4年2月3日) (資料一)
- ② 同寺文書「乍恐口上書を以申上候」(元禄4年2月4日) (資料二)
- ③ 同寺文書「乍恐口上書を以申上候」(元禄6年8月15日) (資料三)
- ④ 同寺文書「当寺由来之事」(宝暦11年) (資料四) これは越中青木村淨慶寺が得法寺へ送った事件の経過を書いたものである。
- ⑤ 同寺文書「当寺来由書越中国從淨慶寺写」(宝暦11年) (資料五)
- ⑥ 同寺文書「表題不明」(年代不明) (資料六) (6代住職が、④、⑤と近い年代に作成)

内容にはそれぞれ若干の過不足があるが、基本的には同内容である。宝暦11年より70年前にすでに、本山・本寺宛ての文書で得法寺が事件について文書に認めていることから、得法寺では、2代以降伝承されていたのである。正宗・信蔵が若年を理由に、逃亡し生きのびることを勧めたということとも符合する。

24) 現専念寺住職によると、淨慶寺は慶長2年当時なかったという。

25) 註23に掲げた得法寺文書(資料一~六)の由緒からまとめた。

26) このエピソードは、淨慶寺からの文書に見えることである。なお、淨慶寺には、この事情を伝える古文書類は存在しないという(淨慶寺住職談)。

27) 焼き払いについての記載は、それぞれ次のように記載されている。

- ① 資料一と資料二には、「跡にて道場を焼き払い申し候」とある。
- ② 資料三には、「七月十日に三人の道場焼き払い申し候」とある。
- ③ 資料五にも、「同七月十日に焼き払い申し候」とある。

28) 越後への逃亡のくだりについては、それぞれ次のように記載されている。

- ① 資料三には、「両人の妻子縁類に預け置き、越後へにげ下り申す」とある。
- ② 資料五には、「両人の妻子を引き連れ、山家の旦那と母方へ隠し置き」とある。
- ③ 資料六には、「両人の妻子引き連れ、越後に下り、西浜、子千谷(糸魚川市根知谷地区)九郎右衛門と申す方へ走り来たり、淨慶寺坊守並びに新發淨珍隠し置き」とあり、一段と詳細になる。

専念寺現住職によると、正宗の長男は、5年後(慶長7年)に糸魚川から専念寺に帰り、寺を継いだと伝承されているという。ただ、なぜ糸魚川に5年も潜伏していたのか専念寺では謎であったという。

7・8年前、江戸時代に専念寺から養子に行った名古屋市の大谷派の寺院から、古文書が見つかり、その中に石山戦争の頃のものがあった。そこに、当時専念寺が越後の糸魚川と直江津に出張道場をもっていた事実が記載してあった。初めて、糸魚川潜伏の理由を納得したという。先述の「山家の旦那」、「西浜、子千谷九郎右衛門」は、そのことを述べているのであろう。

次男以下は、そのまま越後の国に留まり、布教活動を展開しつつ逃亡生活を送ったという。難を恐れて「畠山」の姓を使用せず、「鶴尾」に改姓していた。次男は慶長9年寺号を御免になり長岡市に専福寺を開基した。大正年間、本尊阿弥陀如来を御洗濯した時、裏書きが現れ、越中専念寺の縁者であることがわかり、縁を復したという。専念寺の寺宝などを兄弟で持ちあって逃亡したことである。

新發(長男の意味)淨珍は、淨慶寺住職信蔵の長男である。信蔵は、30歳代で没しており、子どもは一人であったという。慶長7年ころ、慶長2年弾圧への供養と礼として教如上人からいただいた淨慶寺本尊の裏書きに淨慶寺淨珍とある(淨慶寺住職談)。

29) 満徳寺の存在については確認できない。

30) 慶長2年、准如は頸南地方に多くの末寺を持つ信濃の勝願寺(現上越市)に戒告を与えて、動向に注意を払わせている。

31) 得法寺文書「覚」(享保19年7月) (資料八)

32) 前掲「新潟県寺社明細帳」の得法寺由緒による。

資料八にも寛永5年の本尊は、田中村得法寺御免であり、寛永17年の木仏尊像は青田村得法寺御免である。寺の移転がこの間であることを示す。

33) このころ、寺の本末制度も完成するが、同寺文書「覚」(元禄14年)に「寺法・寺役は本寺の下知に任せ候」、「住持位は飛櫓、本寺の許しに従い候」とある。ちなみに、得法寺の本寺は本誓寺(上越市)である。

34) 得法寺各種系図、覚、由緒から作成した「旧得法寺跡関連年表」を見ると、4代玄誓の時、本山との関係を深めようと活動したことが、より明確に出てきている。

35) 各市町村史の中では、地域単位での集計はされているであろう。参考に、西蒲原郡吉田町の事例を『吉田町歴史年表』で見ると、慶長年間（1596～1614）～延宝年間（1673～80）に集中している。

第9表 旧得法寺跡関連年表

西暦	年号	変遷	関連事項	得法寺歴代住職の系譜と事績
1500		観音堂時代		初代祐玄○●
1560	永禄 3			●は生年と没年を表す
1571	元亀 2			
1578	天正 6		青田村茨山の観音堂が無住となる 御館の乱(～79)	2代祐賢●
—			越中にて教如より五百台本尊を御免(年代不明)	*
1591	19			
1597	慶長 2		慶長2年事件(教如派への弾圧事件) 越中より頸城郡大崎郷田中村の満徳寺へ移る(年代不明)	*
1600	5		越後一揆。堀氏の真言宗寺院への弾圧	
1601	6			
1602	7	田中	教如、東本願寺を創始。(東西分派) 教如より御寿像、金欄輪袈裟などを御免 教如より得法寺の寺号を得る(年代不明)	3代圓誓●
1614	19		教如没	
1615	元和 元	村	諸宗諸本山法度を制定し、本末制度を規定	
1617	3		田中村にて宣如より壱貴台本尊を御免(年代不明、1617(元和3)か?)	*
1628	寛永 5		田中村にて宣如より信淨院(教如)御真影を御免	○
1632	9		田中村得法寺火災で焼失し、青田村へ移転	
1635	12		諸宗本山、幕府へ末寺帳を提出	
1640	17		寺請制度が全国化。寺社奉行の設置	*
1642	19	青田	青田村にて宣如より木仏尊像を御免	
1643	20	村	宗門改役の設置	
1645	正保 2			
1660	万治 3	茨山		
1661	寛文 元		琢如より御開山様を御免	
1662	2			
1664	4		寺請と宗門改帳の作成が制度化	
1665	5		諸宗寺院法度の制定	
1671	11		宗門人別改帳の方式を定める	
1678	延宝 6	青	青田村曾利田へ移転?。一如より高祖太子を御免	
1683	天和 3	田	最初の系図作成	
1685	貞享 2		一如より御絵伝を御免	
1691	元禄4～6			
1701	14	曾	前卓、四本柱などを本山より御免。飛檐の寺格を本山より御免。	
1707	宝永 4	利	覚(所有地・境内など)作成	
1730	享保 15	田		
1734	19		覚(寺宝など)役寺係へ答申	
1751	宝曆 元			
1758	8			
1761	11		慶長2年事件に関し、富山淨慶寺と通信。寺歴を再度まとめる	
1779	安永 8			
1797	寛政 9			
1799	11			
1803	享和 3			
1841	天保 12			
1843	14		系図再編成	

(資料二)

乍 恐 口 上 書 を 以 申 上 候

一 私先祖祐玄、生國越中国新河郡目川村と申在所ニ居住仕候、然處ニ東西両御本寺様ニ成申時分、生地之少捨・青木之真蔵・私先祖祐玄三人申合、教如上人様へ帰依仕候所ニ、富山之奉行大嶋新左衛門迄三人共被召寄、慶長式年七月六日、及殺害候時、真蔵申候様ハ、祐玄ハ立退申様ニ申候故、門外より走帰、絵像之御本尊御供仕、越後へにけ下り申、跡ニ而道場を焼払申候、其時之御本尊教如上人様之御裏書ニ而越中之在名・法名迄被送、自今安置仕候、其後生地専念寺・青木淨慶寺預、御褒美申由伝承候得共、先祖義ハ、越後ニ流浪仕一所不仕之跡ニ罷有候故ニ、只今迄御上聞ニ不奉達候、近年本誓寺様迄御披露被送被下候様ニと度々申上候へ共、時節を以可申上旨被仰候、此度飛櫓望ニ罷登申候間、御慈悲を以繙目之御札銀ニ而、御免被送被下候様ニ被仰上被下候は有難可奉存候、以上

元禄四年二月三日

(裏書)

銀子

數毛づ

(資料二)

乍 恐 口 上 書 を 以 申 上 候

一 私先祖祐玄、生國越中国新河郡目川村と申在所ニ居住仕候、然處ニ東西両御本寺様ニ成申時分、生地之少捨・青木之真蔵・私先祖祐玄三人申合、教如上人様へ帰依仕候所ニ、富山之奉行大嶋新左衛門迄三人共ニ被召寄、慶長二年七月六日、及殺害候時、真蔵申候様ハ、祐玄ハ立退申様ニ申候故、門外より走帰、絵像之御本尊御供仕、越後へにけ下り申跡ニ而、道場焼払被申候、其時之御本尊教如上人様之御裏書ニ而越中之在名・法名迄被送、自今安置仕申候、其後生地専念寺・青木淨慶寺預、御褒美之由伝承候得共、先祖祐玄義ハ、越後ニ流浪仕一所不仕之跡ニ罷有候故、只今迄不達奉御上聞ニ候、私義六十年以来青田村ニ居住仕候、近年本誓寺様迄御披露被送被下候様ニと度々申上候へ共、時節を以可申上旨被仰候、此度飛櫓望ニ罷登候、御慈悲を以繙目之御札銀ニ而、御免被送被下候様ニ被仰上被下候は難有可奉存候、以上

元禄四年二月四日

越後青田村

得法寺

集会所御役人様

(資料二)

乍 恐 口 上 書 を 以 申 上 候

一 私先祖祐玄、生國越中国新河郡目川村と申所居住仕候、然處ニ東西両御本寺様ニ成申時分、生地少捨・青木之新蔵・私先祖祐玄三人申合、教如上人様へ帰依仕候所ニ、富山之奉行大嶋新左衛門迄三人被召寄、御詔義之上、慶長二年七月六日、及殺害候時、新蔵申候ハ、我々妻子界抱(介抱)仕様ニ申候故、門外より走帰、絵像之御本尊御供仕、兩人之妻子縁類ニ預ケ置、越後へにけ下り申跡ニ而、七月十日ニ

三人之道場焼被申候、其時之御本尊教如上人様之御裏書ニ而越中之在名・法名迄被送、自今安置仕候、其後生地専念寺・青木淨慶寺とも、御軸飛檜半札ニ而御免被成候、先祖祐玄義ハ、越後ニ流浪仕一所不住之林ニ御座候、不達奉御上聞候、其時より私迄四代越後ニ居住仕六十年候、先年由緒達上聞、前草四本柱御免、則半金之御礼差上申候、此度飛檜御座候間、御慈悲を以半金之御礼ニ而御免被送被下候様ニ被仰上被下候ハ、難有可奉存候、以上

越後青田村

元禄六年酉八月十五日

得法寺

玄誓

集会所御月番衆様

(資料四)

当寺由來書之事 四郡戸波郡

泉郡

根郡

新川郡

一 慶長年中之頃、御東西御分別之節、当寺先祖祐玄事

教如上人江致加担候、一味之坊主、越中国青木村淨慶寺先祖信藏・同国生地村専念寺先祖正秀、右三人一味仕、懸一命御忠公申上、越中四郡之坊主勧、右三人之勧ニ而、廿四人之坊主勧込申候、厥趣御公儀江相知、殊之外、御公儀ニも御腹立ニ思召、慶長弾年七月三日頃、富山寺社奉行春田太郎左衛門・大嶋新左衛門之方より、右三人之(をカ)始め、其外廿四人之坊主共ニ早東(速)富山へ罷出可申との伝ニ候、依之ニ右三人相寄、御用之趣評義仕、万(准)如上人江帰依可仕様ニ被仰渡候ハ、喰擣一命とも、西へ帰依仕間敷と相談極、然共、三人共ニ命捨候ハ、跡ニ而教如上人へ御取持申輩も希ニ候間、拙者共兩人ハ命捨、厥方壱人ハ相残而、隨分御奉公可仕様ニ相談相極申候、如案之、西へ不帰依之面々者打頭と被仰渡候、依之ニ兩人ハ、七月六日ニ富山イタチ川ノ辺ニテ打頭ニナリ命捨、祐玄ハ右之相談故、厥座より逃去り申候、然所ニ御公儀より祐玄も信藏同罪之者故ニ、跡よりおい手参り候得共、漸々と逃去、旦那之内甚右衛門と申者方へ逃込み、幸、内儀産仕候枕原(菊カ)の下へ身隠シ、命助かり申候、夫より甚右衛門・甚左衛門同道仕、越後国田中と申ニ居住仕候、夫より越後一国を勤め、御取持申候、厥後、青田村へ引越シ申候、右之由緒故、慶長七年教如上人御尋ニ預り、御寿像並ニ金欄輪袈裟御免、其後四本柱前草御ホウビ、飛檜新官之時半札、越中信藏・新発・淨珍へハ金欄五修輪袈裟サワリ、御寿像御ホウビニ候、正秀ハハ文(紋)白五條御ホウビニ候、厥役之御免者此ニ略ス、已上

宝曆十一年辛巳

越中青木村

淨慶寺花押

青田村

得法寺様

寺 専

(資料五)

当寺來由書越中國從淨慶寺写

一 先祖祐文、生國越中國新川郡日川と申處ニ居住仕候所、慶長年中御東西御分之節、先祖祐文事、教如上人様加担任候、一味之坊主越中國青木村淨慶寺先祖新蔵・同國生地村之專念寺先祖正秀、右三人一味仕、懸一命御忠公申上候、越中國四郡之坊主、右三人之勧ニ而、式拾四人勸込申候、其趣御公儀様江相聞、殊外、御公儀ニ而茂御腹立ニ被思召、慶長弾年七月三日、富山寺社奉行春田太郎左衛門・大嶋新左衛門之方より右三人を始、其外ニ拾四人之坊主共ニ、早速富山江罷出可申との仰候、依之右三人寄合、今度之御用之趣評判仕、万一順(淮)如上人様江帰依可仕様ニ被仰渡候者輪擲一命共、西江者帰依仕間敷と相談相究候所ニ、信蔵・正秀申候者、三人共ニ命捨候者、跡ニ而教如上人様江御取持申輩も希ニ候間、我等兩人者命捨申候間、祐文其方一人者相残て、我等妻子迄も隨分御忠義を励申上ル様ニとの相談究、富山江罷出申候処、如案、西江不帰依之面々ハ打頭被仰渡候、依之、兩人者七月六日ニ富山イタチ川辺ニ而打頭ニ成、祐文者右之相談故、其座より逃去申候、然處、御公儀より祐文も信蔵同罪之者故、跡より追手參候得共、漸々逃去、旦那之内甚右衛門と申者方江逃込、其節内方產仕候処、幸之事と枕菊之下江身を隠一命を助り、夫より右兩人之妻子を引連、山家之旦那と母方江隠置、右甚右衛門・同甚左衛門と申同行引連、越後江逃下り申候、後ニ而三人之遣揚ハ越中西方之内、荻生村称名寺・上野村之淨蓮寺、御公儀より被仰付、同七月十日ニ焼払申候、夫より祐文越後田中村ニ居住仕候、其後青田村江引越申候、右之由緒故、慶長七年教如上人様御尋ニ預り、御寿像并金欄輪袈裟御褒美御座候、其後四本柱前卓御褒美御座候、越中國信蔵・新発江者金欄五條輪袈裟サハリ御寿像御褒美ニ候、正秀江者紋白五條御褒美ニ候、其後之御免者此ニ略ス者也

宝曆十一辛巳年

(資料六)

表題不明、年代不明(六代書事の作成による)

(前) 次 根郡・新河郡右四郡坊主右三人之勧ニ而式拾四人勸込候、其趣御公儀相聞、殊外御腹立ニ被思召、慶長弾年七月三日、富山寺社奉行春田太郎左衛門・大嶋新左衛門之方より右三人を始、其外式拾四人之坊主共ニ早速富山江罷出可申との被仰付伝、依之右三人寄合、富山之御用如何と評儀仕候所、万一西淮如上人江帰依可仕様ニ被仰渡候はハ、輪一命命共西江ハ帰依仕間鋪と相究候、信蔵・正秀然申候は、我等三人共ニ命捨候而者、教如上人江御取持輩も希ニ候、我等兩人ハ老寳義ニ候得ハ、代命(余命)なく候間、命捨て可申候間、祐文其方ハ、年若ニ候得ハ、其方一人相残而、我等妻子迄も瑞分(隨分)御忠儀(忠義)励申上ル様ニとの頼み相談相究、富山江罷出申候処、如案西江不帰依者ハ依之打頭被仰渡候、依之信蔵・正秀七月六日ニ富山イタチ川辺ニ而打頭獄門ニ罷成候、拙寺先祖祐文・右之相談故、ミ座より逃去申候、然御公儀より祐文・信蔵・正秀同罪事故、跡より追手參、漸々と逃去、拙寺旦那甚右衛門と申方へ逃込、其節内方產仕候処、幸之事故枕菊之下江身を隠一命助、夫より右兩人之妻子引連越後下り、西浜子千谷九郎右衛門と申方へ走來、淨慶寺信蔵坊守并新発・淨珍隠置、同行甚右衛門・甚左衛門引連、越後下り大崎郷之内田中村満徳寺と申ニ掛込仕候所、慶長七年教如上人様被召出、越中式拾六ヶ寺、同拙寺面々御褒美御はいりやう物御座候式拾七ヶ寺御寿像めいめいはいりやう仕候、

拙寺方御寿像并金欄輪架・同金欄五條はいりやう仕候、其後青田村へ、荒井御取持并由緒二付私祖父文  
誓江四本柱前草御褒美被下置候、日のり物・立堂はいりやう仕候、

一 上中田○左衛門、高田中屋敷町善念寺殿借印仕候所、善念寺旦那ご被申候二付、此度願書差上申候、  
然ル谷右衛門先相八左衛門と申者、生國是も越中新河郡日川村ニ御座候而、代々拙寺旦那ニ御座候所、  
拙寺越後ニ住居と承り越中より追々同行共参りと伝え承り居候所、八左衛門もあとしたい参り候と谷右  
衛門、同名作右衛門申候二付、御訴所（訴訟）申上候、右善念寺借印仕置候所、拙僧代ニ成御寺法・御  
国法より借命（印）御法度由被仰出候時、善念寺殿御先住ハ數度相願候得（共）御聞無御座、又當善念  
寺殿へ兩二度願申候得（共）御聞入無御座候、依之是非なく御願申上候、何をぞ御寺方御慈悲御しらへ  
被下置候ハ、有難可奉存候、以上

（資料七）

覚

- 一 浄土真宗東寺京都東本願寺派 德法寺
- 一 山号・院号・末寺并御朱印知行所無御座候
- 一 境内 堅拾八間半 徒御公儀御除地  
横二十壹間半
- 一 堂 堅七間  
横七間
- 一 境内脇坊壱ヶ所有之候、道心者庵は無御座候
- 一 境内之外、墓所併道祖神無御座候
- 一 本尊阿弥陀并祖師代々之真影等安置仕候
- 一 寺法・寺役は本寺之任下知候
- 一 住持位は飛檜、徒本寺許之候、并黒衣・青袈裟
- 一 一山之内他宗之支配、并鎮守無御座候
- 一 陰居（隠居）無御座候、後住・繼目之儀は代々実子相続仕候
- 一 田高三石七斗七升九合、徒御公儀御除地
- 一 雜木林壱ヶ所 堅弐拾弐間 右同断  
横拾七間
- 一 草山壱ヶ所 堅弐町参拾五間 御年貢地  
横壹町五拾間
- 一 屋鋪高八斗 御年貢地  
此内門前家式軒有之
- 一 田高三石七斗七升八合七勺 御年貢地
- 一 印判・書判共ニ交代自分で之判形用來候

右、當寺開基在古は、觀音堂ニ而御座候由申伝候、天正六戊寅年より住持退転故、本尊佛閣等廃失候、  
慶長二丁酉年より祐亥ト申淨土真宗之僧、小字を致再建、当住迄六代（美は四代）相続仕候、依之右觀

音堂之山林并除高共、只今迄當寺支配仕來候、以上

元禄十四辛巳年十月

越後国頸城郡青田村

德法寺 印

文誓 花押

(資料八)

覚

是二八五〇〇号 御座候故○由申候  
年号月日無御座候

願主 上野祐玄

一 五百台本尊  
信淨院様越中二罷有候節二御免  
年号月日無御座候

願主 得法寺 祐玄

一 壱貫台本尊  
東泰院様越後田中二罷有候節之御免

願主 祐玄

一 信淨院様御真影 寛永五戊辰綱(カ)林鍾朔日  
東泰院様御免、越後田中村得法寺卜被造候

願主 祐玄

一 木仏尊像 寛永十七庚辰春厘湯(カ)  
東泰院様御免、越後青田村得法寺卜被造候

願主 祐玄

一 御開山様 寛文元年初夏廿八日  
淳寧院様御免

願主 文誓

一 高相太子 寛文十一年辛亥八月廿日  
無得光院様御免

願主 文誓

一 御絵伝 天和三年二月十九日  
無得光院様御免

右は此度御尋ニ付、如此ニ御座候、以上

享保十九年寅七月 越後頸城郡青田村

御輪番所 得法寺

右之通相違無御座候間、奥印仕候、以上

飛田村 淨善寺

(資料九)

上野山得法寺代々血脉  
二十

一 祐玄 寛永九年辰未五月七日寂  
寿七十二 天保十四癸卯年迄一百十二年

二 祐賢 万治二年庚子四月朔日寂  
寿六十九 天保十四癸卯年迄百八十四年

三 圓晉 寛文二年壬寅六月九日寂  
寿四十七 天保十四癸卯年迄百八十二年

四 玄晉 宝永四年丁亥閏正月廿一日寂  
寿六十二 天保十四癸卯年迄百三十七年

五 善閑 宝曆元年辛未六月六日寂  
寿六十六 天保十四癸卯年迄九十三年

六 善尊 寛政九年丁巳七月廿七日寂  
寿六十七 天保十四癸卯年迄四十七年

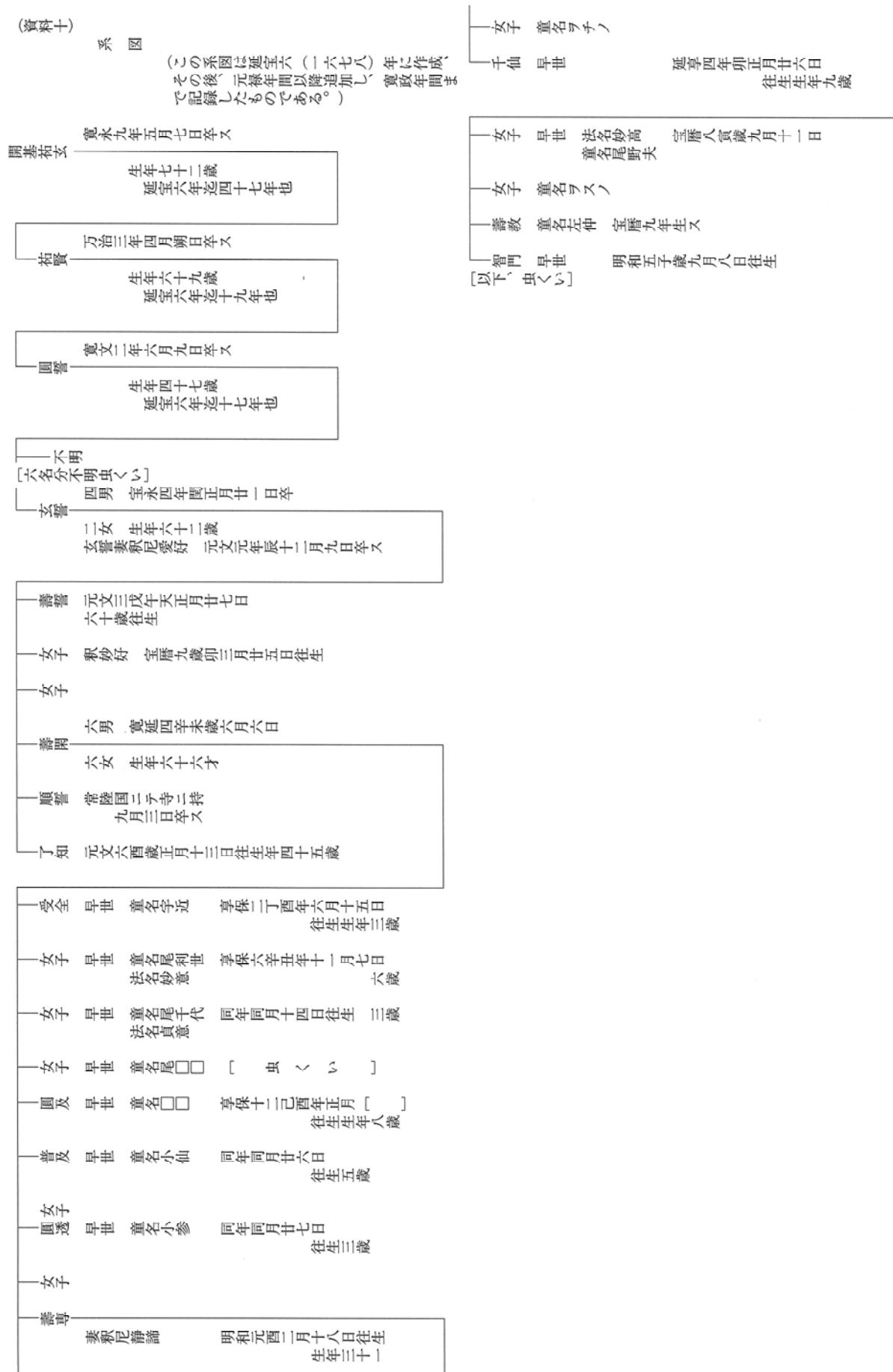
七 善教 享和二年癸亥六月廿八日寂 法慧  
寿四十五 天保十四癸卯年迄四十一年

八 善祐 天保十二年辛丑正月七日寂 信玉  
寿六十二 天保十四癸卯年迄三十三年

九 教證

十 善賢

(天保十四年作成、寛永九年没の初代住職は、寛永二十年に訂正されている)



(資料十一)  
系図(その二)

北畠文庫判

開基祐玄	寛永十九年甲申年五月七日卒、七十二歳	妻弘靜壽 明和元酉年二月十八日死三十一
祐賢	万治三年庚子年四月朔日卒、生年六十九歳	皆圓 宝曆八戌寅年八月十二日
圓智	寛文二年寅年六月九日卒、生年四十七歳	女子 童名於知野
弘妙曉尼	元禄六年酉年二月廿六日於當二歳	子仙 早世 延享四年卯正月廿六日死、九才
弘夢	十月廿六日二歳	女子 早世 童名尾野夫 宝曆八寅歳九月十一日 法名妙高
弘妙慶尼	元禄十一戊寅年孟冬八日七十二歳	女子 童名於須野
弘妙寢尼	正徳二癸巳年十月十三日廿五歳	童名左仲 宝曆九年生 緋司法惠
弘妙祐尼	享保十六辛亥年五月六日	享和三年亥年六月廿八日已上刻壽四十五
弘妙好	宝曆九己卯年三月廿五日往生	智門 早世 明和五子歳九月八日死
玄智	四男	弘智晉 俗名於ノハ官原ヨリ参ル、壽専坊守
	二女 宝永四年閏正月廿一日卒、六十二歳 玄智妻弘愛好 元文元辰十二月九日卒ス	惠閑 文化十二乙亥年七月三日死
壽晉	元文三戊午歳正月廿七日死 六十歳、高田本晉寺二人寺	女子 素民 妙晉 寛政九年九月十八日 当村伝吉妻
女子		心證 善事妻坂井村ヨリ参ル 天明七丁未二月十四日
女子		童名兵部
壽閑	六男	壽祐 天保十二辛丑年正月七日死壽六十二
	六女 寛延四辛未歳六月六日卒、六十六歳	妙珠尼 善教妻荒井 文政七年齋月十八日
順晉	常陸國ニテ寺ヲ持、九月三日卒ス	女子 童名於きい
了知	元文六辛酉歳正月十三日卒、年四十五歳	教證 童名永口 寛政十一己未年二月十五日出生
受全	早世 童名字近 享保二丁酉年六月十五日卒、三歳	惠玉 童名民部一才 文化三丙寅年齋月十二日死
女子	早世 童名於利世 享保六辛丑年十一月七日六歳 法名妙意	童名富八 文化六己巳
女子	早世 童名於千代 同年同月十四日卒、三歳 法名貞意	妙松 童名松野六才 文化十四丁丑年八月十八日
女子	早世 童名於三 同年同月十七日卒、一歳 法名妙了	成德 童名玉口七才 文政六癸未年正月廿七日
圓及	早世 童名左内 享保十二己酉年正月一日往生、八歳	妙往 童名玉江五才 天保二辛卯年二月廿四日
普及	早世 童名小仙 同年同月廿六日卒、五歳	女子 一才二日
女子	早世 童名小參 同年同月廿七日卒、三歳 法名圓透	童名於知江
女子		教宗 童名佐仲四才 文政六年正月廿三日
壽寧	寛政九丁巳年七月廿七日午刻卒壽六十六 俗名尾尾	寿賢 童名佐仲